

第395回

五島海区漁業調整委員会議事録

月 日：令和4年10月6日（木）

場 所：五島振興局4階B会議室
長崎県五島市福江町7番1号

第395回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和4年10月6日(木) 9時45分から10時16分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階B会議室
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和4年9月28日(水)
【発送年月日: 令和4年9月28日(水)】
4. 公示日 : 令和4年9月28日(水)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、
壱岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に
公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、有川町漁業協同組合委員、川上委員、
草野委員、松尾委員、大久保委員、高山委員、田端委員
7. 欠席委員 : なし
8. 臨席者 : なし
9. 事務局 : 坪内局長、大隈事務局次長、水田係長、中島書記
10. 議 題 :
 - 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
 - 第2号議案 五島海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に
関する規程の廃止について
 - 第3号議案 動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限にかかる
委員会指示に従うべきことを命令すべき旨の申請について
 - その他 五島海区漁業調整委員会指示「遊漁者が行うアミまき餌
釣りの制限」について

第395回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日 時 : 令和4年10月6日(木) 9時45分から10時16分まで

場 所 : 五島振興局4階B会議室 長崎県五島市福江町7番1号

| | |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | 定刻となりましたので、ただいまから、第395回五島海区漁業調整委員会を開催します。 開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。 |
| 熊川会長 | (挨拶) |
| 事務局 | ありがとうございました。 |
| 熊川会長 | それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。 |
| 事務局 | 本日は、10名中10名の委員が出席されています。 出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。 |
| 熊川会長 | これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「太田委員」と「松尾委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「太田委員」と「松尾委員」をお願いします。 |
| 熊川会長 | 本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) 第2号議案 五島海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止について 第3号議案 動力船を使用するつりによるいかなの採捕の制限にかかる委員会指示に従うべきことを命令すべき旨の申請について そ の 他 五島海区漁業調整委員会指示「遊漁者が行うアミまき餌釣りの制限」について となっております。 |

熊川会長 それでは、第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の2ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いておりますので朗読いたします。
（諮問文朗読）
（資料説明）
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第1号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 （意見、質問等なし）

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第1号議案を終了します。

熊川会長 それでは、第2号議案 五島海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止について、を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料6ページをご覧ください。五島海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程を朗読させていただきます。
（規定朗読）

(資料説明)

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第2号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第2号議案 五島海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止について、事務局(案)のとおり廃止することご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第2号議案 五島海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止について、事務局(案)のとおり廃止することに決定します。
以上で、第2号議案を終了します。

熊川会長 それでは、第3号議案 動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限にかかる委員会指示に従うべきことを命令すべき旨の申請について、を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料10ページをご覧ください。漁業取締室長から報告が届いていますので、朗読させていただきます。

(報告朗読)

(資料説明)

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第3号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

草野委員 こういった事例は今まで聞いたことがないが、五島海区漁業調整委員会

では過去にこのような事例を審議したことはあったのか。

事務局 事務局が把握している限りでは、過去にこのような事例を審議したことはありません。

草野委員 五島海区漁業調整委員会として委員会指示を出しているのですから、これに従わない者には既定どおり、裏付け命令を申請しないとイケないでしょう。

田端委員 違反が初犯の場合でも裏付け命令を申請するのか。それとも違反が2回目であり、いうことを聞かないから、このフロー図にあるような手続きで、裏付け命令を申請することになるのか。

事務局 違反が初犯の場合でも裏付け命令を申請することになります。
海区漁業調整委員会指示は直接的な罰則規定を設けられておりません。ただし、委員会指示は各海区漁業調整委員会でオーソライズされたルールです。今回、この委員会指示に対する違反がありました。この違反についてですが、県の取締船が違反を現認して、報告して頂いております。我々としては、これを見逃す訳にはいかず、繰り返されることのないように、知事の裏付け命令を出して頂くという方向で考えて、次に同じような違反を確認した時には「知事の命令への違反」ということで、漁業法に罰則が設けられていますので、違反に対する処分はあり得ますよということ、相手方に警告するということになります。

吉村委員 今回、イカ2杯を釣ったということだが、100杯釣ろうが2杯釣ろうが釣った量には関係なく罰せられるのか。

事務局 今回は消費電力の違反です。釣った量は関係しません。

有川町漁業協同組合委員 五島海区漁業調整委員会の中で、委員会指示を設けているのですから、裏付け命令を申請すべきだと思います。そうしないと委員会指示を何で行っているのか、委員会指示が意味の無いものになってしまう。

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第3号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第3号議案 動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限にかかる委員会指示に従うべきことを命令すべき旨の申請について、漁業法第120

条第8項の規定に基づき、知事の裏付け命令を申請することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第3号議案 動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限にかかる委員会指示に従うべきことを命令すべき旨の申請について、漁業法第120条第8項の規定に基づき、知事の裏付け命令を申請する旨、決定します。
以上で、第3号議案を終了します。

熊川会長 続きまして、その他 五島海区漁業調整委員会指示「遊漁者が行うアミまき餌釣りの制限」について、事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の20ページをご覧ください。
(資料説明)
以上で説明を終わります。

熊川会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

熊川会長 ちなみに、優勝賞金の51万円は、五島にちなんで(5と10のゴロ合わせ)となっています。上五島で開催した際はどうか。

吉村委員 上五島で開催(平成30年度と令和元年度)した時も賞金は51万円だったと思う。

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、その他 五島海区漁業調整委員会指示「遊漁者が行うアミまき餌釣りの制限」について、の報告を終了します。

熊川会長 これで、本日予定していました議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。

事務局

特にありません。

熊川会長

他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。

お忙しい中のご出席、ありがとうございました。